

(小売等重複商標に係る商標権が当該商標権の移転により商標権者が同一となった場合の登録の方法)		
第二十五条	小売等重複商標に係る商標権の設定の登録があった後において、当該商標権の移転の登録により当該商標権全ての商標権者が同一となったときは、当該商標権全ての商標登録原簿の第一表示部に記録した小売等重複商標に係る商標権である旨を抹消しなければならない。	
(小売等重複商標に係る商標権の一を消して消滅した場合の登録の方法)		
第二十六条	小売等重複商標に係る商標権の設定の登録があった後に、一の商標権以外の商標権全てについて消滅の登録をしたときは、小売等重複商標に係る商標権のうち消滅しないものの商標登録原簿の第一表示部に記録した小売等重複商標に係る商標権である旨を抹消しなければならない。	
(小売等役務についての重複登録商標に係る商標権に関する経過措置)		
第二十七条	改正法附則第八条第五項の登録商標に係る商標権についての商標登録令施行規則第三条第三項、第三条の二第三項及び第十六条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「第五十一系の二第一項」とあるのは、「第五十一系の二第一項（意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）附則第八条第五項において準用する場合を含む。）」とする。	
附 則		
(施行期日)		
第一条	この法令は、改正法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。ただし、第一条中特許法施行規則第二十七条の三の三の改正規定及び次条の規定は、平成十九年七月一日から施行する。	
(特許法施行規則の改正に伴う経過措置)		
第二条	第一条の規定による改正後の特許法施行規則第二十七条の三の三の規定は、前条ただし書に規定する日以後にする特許出願又は実用新案登録出願について適用し、同日前にした特許出願又は実用新案登録出願については、なお従前の例による。	
様式第 1（第14条関係）		
【書類名】 小売等役務に係る使用に基づく特例の適用主張書		
（【提出日】 平成 年 月 日）		
【あて先】 特許庁長官 殿		
【事件の表示】		
【出願番号】		
【商標登録出願人】		
（【識別番号】）		
【住所又は居所】		
【氏名又は名称】		
【代理人】		
（【識別番号】）		
【住所又は居所】		
【氏名又は名称】		
【発送番号】		
【商標の使用者】		
【住所又は居所】		
【氏名又は名称】		
【商標登録出願人との関係】		
【商標の使用に係る小売等役務名】		
【商標の使用場所】		
【商標の使用時期】		
【提出物件の目録】		
【物件名】 商標の使用の事実を示す書類		

【備考】		
1	用紙は、日本工業規格 A 列 4 番（横 21cm、縦 29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。	
2	余白は、少なくとも用紙の上に 6 cm、左右及び下に各々 2 cm をとるものとし、原則としてその左右については各々 2.3cm を超えないものとする。	
3	書き方は左横書、1 行は 36 字詰めとし、各行の間隔は少なくとも 4 mm 以上をとり、1 ページは 29 行以内とする。	
4	文字は、10 ポイントから 12 ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「【 』」「 』」及び「 』」は用いてはならない（欄名の前後に「【 』」及び「 』」を用いるときを除く。）。)	
5	「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「商願○○○○—○○○○○○」,「国際登録第○○○○○○○○号」又は「○○○○年○○月○○日に事後指定が記録された国際登録第○○○○○○○○号」のように出願の番号又は国際登録の番号を記載する。審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄に「【審判番号】」の欄を設け「不服○○○○—○○○○○○」のように審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」の欄に出願の番号等を記載する。	
6	審判に係属中は、「【商標登録出願人】」を「【審判請求人】」と記載する。	
7	「（【識別番号】）」は、なるべく記載するものとし、記載しないときは「（【識別番号】）」の欄は設けるには及ばない。	
8	「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。	
9	氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。	
10	「【氏名又は名称】」は、自然人にあっては、氏名を記載し、その横に印を押す。法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、その横に代表者の印を押す。	
11	識別ラベルをはり付けることにより印を省略するときは、識別ラベルは、「【氏名又は名称】」（法人にあっては「【代表者】」）の横にはるものとする。	
12	日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。	
13	「【商標登録出願人】」の欄に記載すべき者が 2 人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。	
【商標登録出願人】		
（【識別番号】）		
【住所又は居所】		
【氏名又は名称】		
【商標登録出願人】		
（【識別番号】）		
【住所又は居所】		
【氏名又は名称】		